相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市尾浜町一丁目二四八番地、最後の住所兵庫県尼崎市元浜町二丁目九九番地　被相続人　亡　三原　力造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

大阪府大阪市中央区北浜二丁目一番一三号
北浜藤浪ビルディング二階
相続財産管理人弁護士　伊藤　隆啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉北郡忠岡町忠岡東一丁目三八番、最後の住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東一丁目三三番三―二〇一号　被相続人　亡　香田　泰一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

大阪市中央区平野町二丁目二番一四号先春園ビル一〇階
相続財産管理人　山下　良策

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西脇市西脇二五九番地、最後の住所兵庫県丹波市氷上町香良一〇七番地　医療法人社団清風会香良病院　被相続人　亡　笹倉　静雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

神戸市中央区海岸通八番　神港ビル二階
神戸ブルースカイ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤　信二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市浦崎町甲四三九番地、最後の住所広島県尾道市久保町一七八六番地　星の里　被相続人　亡　池岡タツヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

広島県尾道市浦崎町甲四三九番地
相続財産管理人　池岡トクヱ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県西松浦郡有田町岩谷川内二丁目二四四八番地八、最後の住所佐賀県西松浦郡有田町岩谷川内一丁目四番三号　被相続人　亡　岸川　孝文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十四日

事務所佐賀県武雄市武雄町大字富岡七七七九番地　中尾中法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中尾　中

無縁墳墓等改葬公告

墓域内墳墓使用状況適正化のために無縁墓所等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年十一月二十四日

一、墳墓等所在地　東京都墨田区東駒形二丁目一〇番一四号
一、墳墓等の名称　實相寺墓所　南三号片岡家、右十三号服部家
一、死亡者の本籍　南三号不詳、右十三号不詳
一、死亡者の氏名　南三号片岡道寧、せき　右十三号服部孝之助、しょう
一、改葬を行おうとする者　東京都墨田区東駒形二丁目一〇番一四号　宗教法人實相寺　代表役員　武井　堯舜

第18期決算公告

平成23年6月15日　大阪市北区芝田二丁目1番18号
京栄興産株式会社
代表取締役　髙山　直樹

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	169	流動負債	2
固定資産	361	固定負債	544
		株主資本	△ 75
		資本金	10
		資本剰余金	75
		資本準備金	2
		その他資本剰余金	73
		利益剰余金	△ 160
		その他利益剰余金	△ 160
		（うち当期純損失）	(101)
		評価・換算差額等	59
		その他有価証券評価差額金	59
資産合計	530	負債・純資産合計	530

アナログ放送資産一式の売却に関する公告

日本放送協会及び民間放送事業者が所有するアナログ放送資産一式の売却について、下記の要領で（制限付き）一般競争入札に付します。なお、入札においては、入札応募要領を熟読の上、ご参加下さい。

平成23年11月24日

（幹事社）
東京都渋谷区神南二丁目2番1号
日本放送協会　経理局長　福井　　敬

記

1．売却資産（アナログ放送資産一式）

日本放送協会及び民間放送事業者各社がアナログ放送終了に伴い売却するアナログ放送資産は以下の通りです。

⑴　日本放送協会の単独所有の土地及び日本放送協会と民間放送事業者各社との共有の土地

⑵　上記⑴の土地上又は日本放送協会若しくは民間放送事業者各社が借り受けた土地上にある、日本放送協会の単独所有の建物、鉄塔、放送設備その他附属物一式（以下「建物等」といいます。）及び日本放送協会と民間放送事業者各社との共有の建物等

※　その他附属物一式の例：擁壁、残置物、樹木、牧草など

⑶　上記⑴の土地上にある、民間放送事業者各社の単独所有及び共有の建物等

詳細は、入札応募要領に添付の入札条件等説明書を熟読頂き、「局別アナログ放送資産一覧表」等の資料を必ずご確認ください。なお、入札参加申込書を提出された方には、資格審査を経たのち、物件管理ファイル等の個別資料を別途お渡し致します。

2．受付期間

入札申込受付期間

平成23年11月24日（木）から平成23年12月9日（金）午後5時まで

※　土日祝日を除く平日午前10時から午後6時までの間

3．応募資格

入札応募要領及び各種法令を遵守できる者。かつ、対象資産が従前、公共性を有する放送事業に供されていたことに鑑み、その公共性を維持しつつ有効に活用できる者。法人（その他の団体）に限り、個人の方は参加頂けません。応募資格の詳細は入札応募要領3⑶をご参照ください。

4．売却決定

⑴　資格審査

参加資格の有無、本物件の活用方法等を審査のうえ選定を行います。

⑵　落札者

資格審査にて選定された応募者で競争入札を行い、予定価格以上で最高の価格で入札した者を落札者とします。

5．その他

手続きの詳細については、入札応募要領により確認してください。

6．入札応募要領等詳細の問合せ先及び申込先

株式会社NHKビジネスクリエイト
住所：東京都渋谷区神南2―2―1　NHK放送センター内
電話：03―5455―5567　担当：島田・岩佐
※　土日祝日を除く平日午前10時から午後6時の間

以　上